

移動等円滑化取組計画書

2024年 6月 30日

住 所 千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山4-1-12
事業者名 新京成電鉄株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役社長 小林 敏也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

バリアフリールートについては全駅で1ルート整備を達成している。多機能トイレについても2019年度までに全駅に設置済みである。内方線の整備については、全24駅中2駅（全て乗降人数1万人以下）で未整備となっているが、2024年度に1駅（松戸新田駅）内方線の整備の完了を見込み、2025年度も引き続きホームの嵩上げ工事と併せ、さらに1駅（みのり台駅）内方線の整備を完了させ、全ての駅で整備済みとなる予定である。また、松戸駅改良工事を2020年度より着工し、お客様の利便性向上を図る。（2026年度完成予定）

車両については、2024年度に8800形を1編成廃車し、80000形を導入する。2021年度より全編成において公共交通移動等円滑化基準に適合している。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

旅客支援については、車椅子をご利用のお客様が列車乗降する渡り板を全駅に配備しており、引き続き駅係員によるご案内を実施するほか、お客様へのお声かけを積極的に行い誰もが利用しやすい環境づくりを推進する。

情報提供については、駅施設や列車運行に関する情報を、よりわかりやすく提供するため、当社公式Webサイトやスマートフォン向け公式アプリ「新京成線アプリ」の適宜アップデートを行う。

教育訓練については、駅係員のサービス介助士資格習得率は2024年3月時点で約98.3%であり、引き続き未取得者への取得を推進し、取得率100%を目指す。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
松戸新田駅	・ホーム嵩上げに伴い、内方線付き JIS 規格化点状ブロックを設置する。(2024 年度)
みのり台駅	・ホーム嵩上げに伴い、内方線付き JIS 規格化点状ブロックを設置する。(2024～2025 年度)
80000 形車両	・新型車両 80000 形を 1 編成導入する。(2024 年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
声かけサポート運動の継続実施	・係員からの声かけを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内の支援を行う。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
声かけサポート運動の継続実施	・係員からの声かけを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内の支援を行う。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
当社 Web サイトの拡充	・当社公式 Web サイトについて、掲載情報の拡充等を実施し、わかりやすい情報提供を図る。(2024 年度)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	・京成グループにて、BMK接遇研修を実施している。
接遇教習の実施	・新入社員に対して京成グループで作成した接遇マニュアルを使用した接遇教習を実施している。
サービス介助士資格取得の推進	・新入社員をはじめとした駅係員を対象に、未取得者の資格取得を推進する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社内外各運動への積極的な参加	・旅客施設および車両等の円滑利用・適正配慮に関する運動に積極的に参加し、車内・駅構内での放送やポスター掲出を実施する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・「声かけサポート運動」を継続実施し、係員からの声かけを強化するとともに、利用者への理解・協力を求めることで、利用しやすい環境整備を図る。 ・バリアフリー化整備を促進するため、補助制度の活用等について関係各署との協議を継続して行う。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

弊社ホームページに掲載。 <https://www.shinkeisei.co.jp/corporate/announce/>

VI その他計画に関連する事項

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。